

## 農業振興地域整備計画の全体見直しを行います

本市では現在、農業振興地域整備計画（農振計画）の全体見直し作業を進めております。農振計画の全体見直しや、通農振除外の手続きにおいてご注意いただきたいことについて、Q & A形式でお知らせします。

### Q 1. 農振計画の全体見直しって何？いつやるの？

A 1. 法律に基づく農業振興地域整備計画の全体的な見直しを、今年度から令和2年度までの2ヶ年で行う予定です。

現在の本市の農業振興地域整備計画（農振計画）を、今年度から基礎調査に取り掛かり、令和3年3月を目途に計画の変更（全体見直し）を行うものです。

農振計画の全体見直しの大まかなスケジュールは次のとおりです。



### Q 2. 農振除外の申出はどうなるの？

A 2. 農振除外の申出は随時受付しておりますが、令和元年度の受付は、9月30日（月）までとし、全体見直し完了まで（令和3年3月末予定）農振除外等の受付を一時停止します。

#### ○受付停止期間：令和元年10月1日から令和3年3月31日（予定）

農振計画の全体見直しにあたっては、関係機関との協議などに多くの時間と手続きを要することから、令和元年9月30日（月）をもって農振除外の受付を一時停止します。このため、この期間中に農用地区内の土地を農用地以外の目的に利用しようとする場合は、9月30日（月）までに申出が必要となります。

なお、農振除外の受付については、令和3年4月1日の再開を予定しています。ただし、全体見直しに係る関係機関との協議の進捗状況によっては、再開時期が前後する場合がありますので、ご理解願います。

※軽微な変更については別途ご相談ください。

<お問い合わせ先> 農林課 農業経営グループ 0225-95-1111（内線 3554）